

USCAR 文書からみた A サイン制度と売春・性病規制 —1970 年前後の米軍風紀取締委員会議事録の検討から—

山崎 孝史†

はじめに

- 1 米軍風紀取締委員会による A サイン制度の運用
- 2 米軍風紀取締委員会に提出された性病統計
- 3 米軍風紀取締委員会の審議内容

おわりに

はじめに

沖縄の戦後史研究において、米軍が沖縄に対する抑圧的な占領・統治者であった事実を指摘する文献は多いが、そうした米軍の占領・統治行為の内実を実証的に問う作業はこれまで必ずしも十分には行われてこなかったように思われる。米軍による対沖縄民政政策の決定や運用について詳細に検討するには、米軍側の民政資料を収集・分析する必要がある。すなわち、沖縄の統治を担当した琉球列島米国民政府 United States Civil Administration of the Ryukyu Islands (USCAR、ユースカー) の活動に関して詳細な検討が求められる。しかしながら、USCAR の各部局が作成した実務文書は復帰後も長期にわたって公開されず、ゆえに米軍の対沖縄民政政策に関する研究も十分に進んではこなかったであろう。

USCAR 文書は沖縄の復帰とともに米国国立公文書館に移管され、復帰後 30 年間の機密指定を受けていた。1995 年にクリントン大統領による行政命令で指定期間が 25 年間に短縮され、1997 年にほぼ全てが公開された。現在は米国メリーランド州にある国立公文書館新館 (Archives II) に収蔵されている。公開を機に沖縄県公文書館と国立国会図書館が公開文書のマイクロフィルム化を進め、国内ではこの二館で USCAR 文書の閲覧・複写が可能である。沖縄県公文書館では 2001 年に新しい検索システムが導入され、USCAR 文書の検索・閲覧が非常に容易になっている。ただし、国内では個人情報保護・取扱いの観点から USCAR 法務局と公安局の文書が未公開である。こうしたことから、筆者は 2004 年より公安局文書の原文の閲覧・撮影を米国国立公文書館新館で、その他の部局文書の収集を沖縄県公文書館で続けてきた。本稿は主に米国で収集した USCAR 公安局文書に関する分析・検討結果である。

この公安局文書から収集した各種文書¹のうち、本稿では 1959 年に設立され、1963 年から A サイン制度の運営を担当した琉球列島米軍風紀取締委員会 Ryukyu Islands Armed Forces Disciplinary Control Board に関連する文書を中心に検討する。風紀取締委員会は A サイン制度の運用を通して、米軍による売春・性病規制の中心機関となっていた。しかしその活動内容の詳細はこれまで明らかではなかった。本稿は国内未公開の USCAR 文書を用いることによって、米軍による売春・性病規制の方策とその効果について明らかにしてみたい。

† やまざき たかし 大阪市立大学大学院文学研究科准教授

¹ 収集資料の詳細な一覧は山崎孝史『戦後沖縄における米軍統治の実態と地方政治の形成に関する政治地理学的研究』(平成 17・18 年度科学研究費補助金基盤研究(C) 報告書 2007 年)

http://www.lit.osaka-cu.ac.jp/user/yamataka/07kaken_text&data.pdf 参照。

1 米軍風紀取締委員会によるAサイン制度の運用

周知のように、Aサイン制度は米軍による米軍向け飲食・風俗店に対する営業許可制度であり、中断期間を含みつつも1950年代から日本復帰時まで実施された。Aサイン制度の内容や評価には変遷があったが²、制度の目的自体は米軍統治期間を通してほぼ一貫していた。つまり、沖縄の飲食・風俗店が米軍要員及びその家族の健康と福祉に脅威を与えないよう、一定の衛生・建築基準を設け、適合した施設にのみ米軍向けの営業許可を与えるということである。沖縄に駐留した米軍の懸念は島内飲食店の衛生水準そして風俗店における売春を介した性病感染にあった。

1963年から新基準のもとで運営されたAサイン制度は、認可施設内での売春行為を禁じ、性病感染やその他の米軍要員の健康や福祉に悪影響を及ぼす問題が確認される施設や区域には、オフ・リミッツ off limits³と呼ばれる米軍要員の立入を禁止する措置を講じた。1950年代のオフ・リミッツとは異なり、新Aサイン制度に伴うオフ・リミッツは風紀取締委員会による審議と決定を経ていたと考えられる。したがって、米軍によるAサイン制度を通じた売春・性病規制を考察するには、委員会内でどのような議論と政策決定がなされていたかを検討する必要がある。

米国国立公文書館新館では、USCAR 文書はレコードグループ 260(RG260)に分類されており、その中の公安局 Public Safety Department 文書に風紀取締委員会に関連する文書フォルダーがいくつか存在する。すなわち、Policy and Precedent: Establishment of Disciplinary Control Board (Box 1, Folder 3)、Armed Forces Disciplinary Control Board, 1968 (Box 11, Folder 8)、Armed Forces Disciplinary Control Board, 1969 (Box 14, Folder 6)、Armed Forces Disciplinary Control Board Files, 1970 (Box 21, Folder 4)、そして Armed Forces Disciplinary Control Board, 1971 (Box 29, Folder 11)と題されたフォルダーである。このほか沖縄県公文書館で公開されているUSCAR 厚生教育局 Health, Education, and Welfare Department 文書にも Advisory Panel Board Operations Files, 1970: Armed Forces Disciplinary (Box 18, Folder 3)というフォルダーが確認されるが、内容は公安局文書とほぼ同一で、文書量ははるかに少ない。よって以下では主として公安局文書を用いて、風紀取締委員会の役割や活動について検討する。

風紀取締委員会は、米四軍（陸軍、海軍、空軍、海兵隊）の軍医・憲兵・法務官などとUSCAR 公安局長・厚生局長から構成された。USCAR 公安局文書によると、この委員会は1959年1月19日に設立され、1966年5月5日に再編成されたことが確認できる⁴。再編以前の委員会の活動についてはUSCAR 文書からまだ確認できていないが、この1966年の再編に関する合意文書⁵をもとに委員会の役割を把握してみたい。

風紀取締委員会では、上述した四軍からの委員とUSCARの各局長が審議と実務を担い、太平洋米軍総司令官 Commander in Chief, Pacific Command が議決を公布・施行し、太平洋米軍総司令官琉球代表 Representative of the Commander in Chief, Ryukyus, Pacific Command (高等弁務官が兼務)が補佐した。このほか米軍・琉球政府双方からのアドバイザー委員そしてAサイン業者代表や琉球警察関係者などの召喚者も委員会に出席できた。この委員会の役割は、まず基地外部における「風紀紊乱、売春、性病、飲酒法違反、秩序破壊、反倫理的営業慣習、不衛生、その他米軍要員の道徳・健康・福祉に悪影響を及ぼしうる重大案件の報告を受け、それを考慮すること」、「関係機関にそうした問題を報告し、

² 山崎孝史「USCAR 文書からみたAサイン制度とオフ・リミッツ」(沖縄市総務部総務課『KOZA BUNKA BOX』第4号、2008年)

³ ただし、本稿で言及するオフ・リミッツは特に断らない限り個別施設への措置を指す。

⁴ Author unknown, 'Joint Agreement Okinawa Armed Forces Disciplinary Control Board' (May 5, 1966, Public Safety Department, Box 1, Folder 3, RG260). ただし、風紀取締委員会の各議事録には1968年1月3日にも同様の合意がなされていたことが記されている。

⁵ 前掲注4

対策を提言すること」、そして「問題に対する軍民双方の取り組みを調整すること」と定義された。この役割に付随して、風紀取締委員会は、指定された区域と施設に対するオフ・リミッツあるいはアウト・オブ・バウンズ out of bounds の実施を提言し、状況が改善された場合にそれを解除する権限を与えられていた⁶。

風紀取締委員会はキャンプ桑江内の陸軍憲兵隊の会議室で毎月開かれていたが、USCAR 公安局文書には第108回会議（1968年2月開催）から第155回会議（1972年1月開催）までの議事録が断続的に残っている⁷。毎月開催された会議では、Aサイン店の月例検査結果、Aサインの停止や新規申請、米軍要員の性病感染状況、そのほか米軍要員に関わる事故・犯罪・麻薬使用・人種差別等の風紀案件が審議されていた。この月例会議には各種統計資料が提出されており、これら統計の意義や活用については若干の補足が必要である。

拙稿⁸で検討したように、Aサイン制度は1950年代に導入されるが、1959年に一時中断され、1963年に新基準のもとで再開される。この新Aサイン制度は認可基準が厳格であったためAサイン店数を大幅に減少させた。しかし、米軍内では、新Aサイン制度が島内の飲食・風俗店の衛生水準の向上に効果があるか否かについて意見が分かれていたようである。1967年2月に四軍の軍医から構成された琉球米軍合同医療委員会 Ryukyus Joint Medical Committee はAサイン制度の有効性を疑問視し、制度の廃止を求めた報告書を風紀取締委員会に提出した⁹。この報告書は、沖縄においてAサイン制度を維持する上での困難性を列挙していた。合同医療委員会は、Aサイン制度が米軍要員による基地外部での違法行為を制御し性病感染を抑制するという主張は、統計的データがないために確認できないとし、制度の効果を検証することは不可能であると判断した。また、性病については、Aサイン制度による接触追跡 contact tracing や保菌者の処置において一定の効果を確認できると評価したものの、性病の80%がAサイン制度で対処できない街娼や売春宿から発生していること、性病感染の年間千分率は1965年から66年にかけて急増していることを問題視し、感染率に関しても制度施行前のデータがないために制度の効果を確認できないと結論付けた。

こうした合同医療委員会の勧告を受けて、在琉陸軍はAサイン制度不支持を表明するが、USCARにおいて制度運用を担っていた厚生局と公安局は廃止に強く反対した¹⁰。しかし、両局も統計的なデータを用いて制度の有効性を反証したわけではない。各部局の反論を記した文書には統計的資料は一切添付されておらず、関連する部内文書にもその種のデータに対する言及が全くない。よって、おそらくこの廃止論が提起されるまで、両局は米軍要員の違法行為や性病感染に関する統計を十分に収集していなかったか、少なくとも制度評価に活用していなかったと思われる。

もっとも、USCAR 文書の中でも、1950年代から米軍内で継続される売春・性病規制に関する議論の中で、性病感染統計の使用は確認される。例えば、旧Aサイン制度停止後の1960年6月にUSCAR 民政官が設置した「性病に関する臨時委員会」が高等弁務官に提出した報告書には、性病感染統計を

⁶ USCARによるオフ・リミッツの実施方針については前掲注2参照。

⁷ これら議事録は先述のフォルダー内にあり、文書件名は Minutes, Meeting of the Disciplinary Control Board や Minutes of the Meeting of the Okinawa Armed Forces Disciplinary Control Board である。

⁸ 前掲注2

⁹ Ryukyus Joint Medical Committee, 'Report on "A" Sign Operation' (February 6, 1967, Health, Education, and Welfare Department, Box 22, Folder 1, RG260) 沖縄県公文書館公開文書。

¹⁰ USCAR Public Health and Welfare Department, 'Ryukyus Joint Medical Committee Meeting on 24 Jan 67' (February 21, 1967, Health, Education, and Welfare Department, Box 22, Folder 1, RG260) 沖縄県公文書館公開文書、USCAR Public Health and Welfare Department, '"A" Sign Program' (March 27, 1967, Health, Education, and Welfare Department, Box 22, Folder 1, RG260) 沖縄県公文書館公開文書、USCAR Public Safety Department, '"A" Sign Program' (March 29, 1967, Health, Education, and Welfare Department, Box 22, Folder 1, RG260) 沖縄県公文書館公開文書。

用いた議論が散見される¹¹。臨時委員会は、勧告作成のために四軍、琉球政府、および飲食店業者¹²から売春・性病問題に関するヒアリングを行った。その際、陸軍の担当者が1955年から60年にかけての性病感染の四軍別年間千分率と、1960年1月から5月にかけての四軍別・要因別の入院欠勤日数の統計データを提示している。また同じくヒアリングを受けた琉球政府担当者も1955年から59年にかけての民間人性病別診察数を提示しており、性病感染統計が軍民双方において存在していたことがわかる。ただし、性病感染者は軍民間問わず、公然と治療を受けることを躊躇し、治療を受けなかったり、治療薬を私的に入手したりして、感染を秘匿する傾向があるので、実際の感染者数は統計の10倍から20倍に達すると臨時委員会は推定している。

したがって、統計数値の信頼性という点で、USCARの厚生局や公安局が性病感染統計をさほど重視していなかったとしても不思議ではない。しかし、軍医によって構成される合同医療委員会が、Aサイン制度の効果を検証できる統計データの不備を廃止論の根拠としたことは、両局に何らかの再考を促したかもしれない。つまり、各軍の軍医は性病治療の現場に立つ者として、少なくとも各軍における性病感染の実態を認知していたであろうし、この廃止論を通して、実態把握から制度を評価する必要性をUSCARに自覚させたかもしれない。この推測を裏付ける文書は確認できていないが、遅くとも1968年の風紀取締委員会議事録には、陸軍医によって作成された米軍内での月間性病感染報告数¹³を示す統計表が添付されている。

この種の統計作成が可能であったのは、各軍において所属要員の感染が確認されると、米軍の接触追跡官 contact tracer が当該要員に聞き取りし、感染源となった保菌者の所在（就労場所）を特定し、関係者に治療措置を課したからであり¹⁴、接触追跡によって確認された感染情報は一定の信頼性を持っていたと考えられる¹⁵。また、こうした感染統計が個々のAサイン店に対する営業改善警告やオフ・リミッツ行使の根拠となり、風紀取締委員会による制度運用の標準化を促していたと考えられる。

2 米軍風紀取締委員会に提出された性病統計

風紀取締委員会の月例会議に提出された性病統計は、第I表 Military Cases of Venereal Disease by Services が月間四軍別・病名別性病感染数とその年間千分率を、第II表 Summary of Gonorrhea-Chancroid Contacts が淋病と軟性下疳の月間感染源・施設別感染数を、第III表 Distribution of Gonorrhea-Chancroid V.D. Tracers Areas of Responsibility が同じく淋病と軟性下疳について地区（歓楽街）別に感染源保菌者を特定できた数とそうでない数に分けて計上していた。これらの統計表は、その数値や内容について議事録で詳細に言及されることは必ずしも多くはなかったが、Aサイン制度の運用に直接関係するものであり、制度がどのような売春・性病規制効果を持っていたかを示す資料となる。この統計データは琉球米陸軍の軍医によって提出されており、軍内医療施設や接触追跡で実際に確認された感染情報を集計していたと考えられる。

¹¹ USCAR Ad Hoc Committee, 'Report of Ad Hoc Committee 8 July 1960' (July 8, 1960, Public Safety Department, Box96, Folder4, RG260).

¹² USCARの面接には24の業者組合の代表が出席したが、業者組合は旧Aサイン制度の停止を悔やんでいたと記されている。

¹³ 以下「感染数」と表記するのは全て軍医や接触追跡官からの感染「報告」数である。

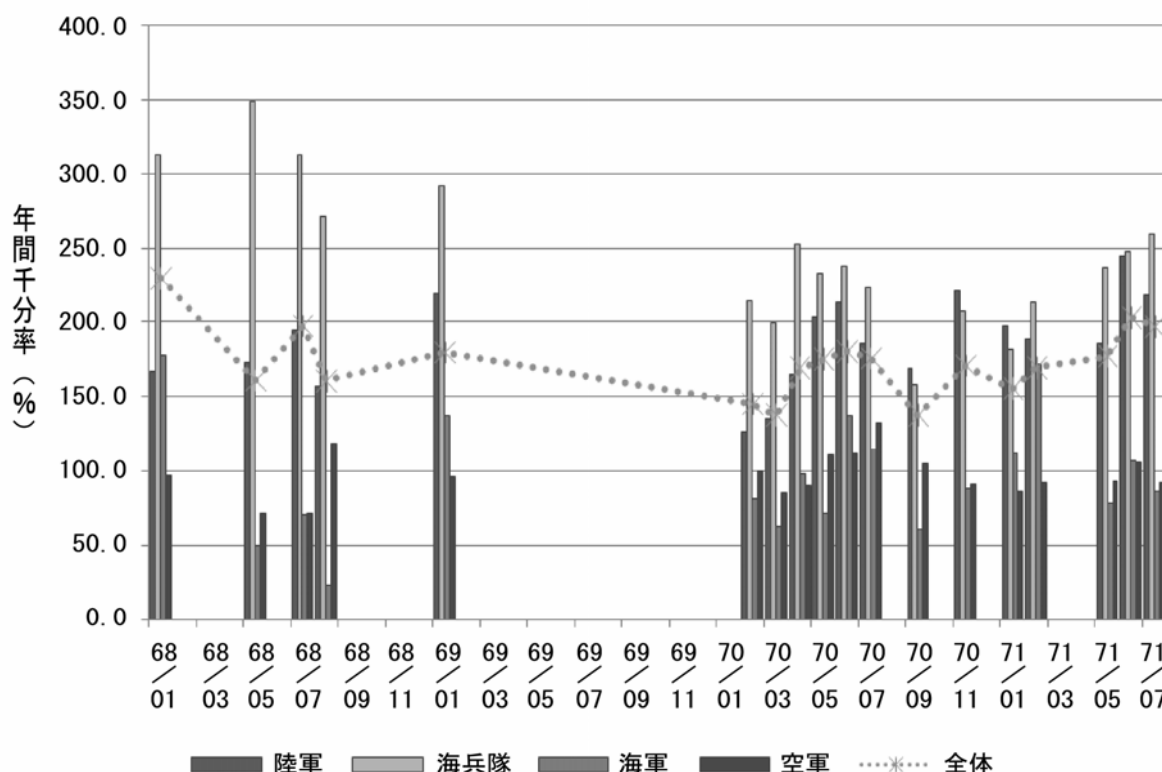
¹⁴ Author unknown, 'A Venereal Disease Control Program' (February 11, 1970, Public Safety Department, Box 21, Folder 4, RG260).

¹⁵ Author unknown, 'Fact Sheet Venereal Disease in the Ryukyus' (February 11, 1970, Public Safety Department, Box 21, Folder 4, RG260) p. 2において、在琉米軍には中心的な性病感染報告施設が存在し、その他の治療施設がほとんどないため、感染統計は米国本土のものよりも信頼性が高いと説明されている。

USCAR 公安局と厚生教育局の文書中から確認できた性病感染統計は1968年1月から1971年7月までの43ヶ月のうち18ヶ月分にすぎない。これは、新Aサイン制度が施行された1963年以降の売春・性病規制における制度の効果を検討するには、あまりに短く、復帰前に偏っている。とはいえ、米軍の性病感染の動態を看取することは不可能ではない。以下では、上述の3表をもとに米軍要員の性病感染の実態を分析したい。

まず、図1は第1表をもとに四軍別の淋病感染率、つまり各月を基準にした淋病感染の年間千分率¹⁶を示している。性病統計の集計対象となっていた性病は、淋病、軟性下疳、梅毒、リンパ肉芽腫であるが、ここでは淋病を取り上げる。というのは、米軍要員が感染した性病の90%以上が淋病であったからである¹⁷。淋病については、復帰前の数年のデータではあるが、四軍全体の傾向として感染数は増加傾向にあり、感染率も必ずしも減少してはいたわけではないことが確認できる。この点において、1967年のAサイン制度廃止論が指摘したように、風紀取締委員会によるAサイン制度の継続は、最も広汎に感染が拡大していた淋病の抑制には実質的な効果を持っていなかったことがわかる。しかし、

図1 在琉四軍別淋病感染率の推移



軍によっては淋病の感染自体をさほど問題視しておらず¹⁸、後述するように、風紀取締委員会もこの事態を必ずしも深刻にはとらえていなかった。

次に、四軍別の感染率をみると、1969年1月までは海兵隊における感染率が他の軍よりかなり高かったこと、そして1970年にその傾向が鈍化し、1971年には目立たなくなっていたことがわかる。海

¹⁶ 年間千分率は当該月の感染報告数を各軍の兵員数で割った千分率を12倍したものと考えられる。例えば、1968年1月の感染数587を基準にした全軍での年間淋病感染率は230.1‰(4人に1人弱)であるが、これを月間の感染率に換算すれば19.2‰(50人に1人弱)となり、そこから推計される総兵員数は30,613人である。

¹⁷ 1968年1月の性病統計では感染数593件のうち587件(99.0%)が淋病であり、71年まで90%以上で推移している。

¹⁸ 「性病に関する臨時委員会」のヒアリングに応じた空軍の担当者は、性病により勤務時間を損失し業務の信頼性を損ねるとしたのに対し、陸軍の担当者は性病感染が勤務時間損失に結びつかないため問題にはならないと回答した(前掲注11)。

兵隊に次いで陸軍の感染率が高い傾向は、期間を通してほぼ一貫しており、海軍と空軍の感染率は常に低い。各軍・各月ごとの感染率の高低をみると、ベトナム戦争への出征・帰休状況と関わりがあると考えられるが、海兵隊に関して言えば、沖縄の復帰にかけて淋病感染率がある程度低下していたことがわかる。こうした差異については次章で検討したい。

第II表は淋病と軟性下疳の月間感染源・施設別感染数を示しているが、このデータは第III表において、さらに地区（歓楽街）別に感染源保菌者を特定できた数とそうでない数に分けて計上されている。よって、第III表を中心に分析を進めていくが、その前に地区別にAサイン店がどのように分布していたかを把握する必要がある。第140回風紀取締委員会会議（1970年9月開催）に提出された資料の中にAサイン店の一覧表が存在する¹⁹。この一覧表は、750のAサイン店について、沖縄島内の歓楽街をアルファベット順に29地区に分け、各地区内の店名と許可証番号を列挙している。Aサイン店の集中が顕著なのは、金武（店数99）、波之上（96）、コザBC通り（90）、胡屋（69）、辺野古（64）、諸見（60）、オールドコザ（55）、普天間（48）、ホワイトビーチ（22）、平良川（20）などであり、各米軍基地と那覇近辺に相当数のAサイン店が立地していたことがわかる。特に、コザ中心部にはコザBC通り、胡屋、オールドコザ、そしてニューコザ（店数11）²⁰に計225店が集中しており、まさに基地の街の観を呈していたと言える。

一方、風紀取締委員会の地区別性病統計は、接触追跡官の管轄を「オールドコザ」（照屋、美里を含む）、「コザ地区」（コザBC通り、胡屋第二ゲート通り、ニューコザ、知花を含む）、「金武村」（名護、辺野古、石川ビーチを含む）、「波之上」（那覇、牧港、屋富祖を含む）、「嘉手納ロータリー」（謝刈、北前を含む）、「普天間」（大山、大謝名、真栄原、諸見を含む）、「平良川」（川崎、天願、安慶名、西原、ホワイトビーチを含む）の7地区に区分している。この性病統計とAサイン店の分布を対比するために、上述のAサイン店の名簿を7地区に組み替えたのが表1である。

表1 地区別にみたAサイン店(上)と米軍の淋病感染(下)(1970年9月)

地区名 番号	オールドコザ	コザ地区	金武村	波之上	嘉手納ロータリー	普天間	平良川	合計
1-250	11	25	62	23	12	11	7	151
251-500	22	29	41	22	10	15	19	158
501-750	15	37	31	23	17	14	19	156
751-1000	9	56	31	36	33	10	6	181
1001-1122	0	26	20	25	23	9	1	104
計	57	173	185	129	95	59	52	750
%	7.6	23.1	24.7	17.2	12.7	7.9	6.9	100.0

注：番号はAサイン番号

地区名	オールドコザ	コザ地区	金武村	波之上	嘉手納ロータリー	普天間	平良川	全体	施設別感染報告数	%
感染報告数	125	250	154	176	14	4	1	724	-	-
%	17.3	34.5	21.3	24.3	1.9	0.6	0.1	100.0	-	-
接触者特定率										
地区全体	70.4	58.8	87.7	72.7	35.7	50.0	100.0	69.9	-	-
Aサイン店	70.0	76.5	95.5	77.3	75.0	-	100.0	81.6	76	10.5
非Aサイン店	100.0	100.0	-	50.0	-	50.0	-	58.3	12	1.7
街娯	25.0	0.0	-	33.3	-	-	-	9.4	32	4.4
ホテル	86.0	83.0	86.4	73.4	-	50.0	-	81.2	430	59.4
民家	59.2	45.0	-	100.0	20.0	-	-	48.9	174	24.0

注：斜体は百分率

¹⁹ Author unknown, 'List of "A" Sign Establishments' (September 24, 1970, Public Safety Department, Box 21, Folder 14, RG260).

²⁰ オールドコザとは照屋特飲街を中心とするコザ十字路一帯を指し、ニューコザとは八重島特飲街を指す。

Aサイン店の一覧表には許可証番号1から1122までの施設が含まれているが、総施設数は750なので、1970年頃には372店が何らかの理由で許可を取り消されたか、米軍向け営業を停止したか、廃業していたことになる。施設残存率は全体で66.8%であるが、施設残存率を許可証番号が若い順に検討してみると、1963年の新Aサイン制度施行時の店舗数に相当する250番²¹までは60.4%となっており、当然ながら新しい番号の店ほど残存率は高くなる。1963年の250店に対し、1967年の施設数は700店以上とされていたので²²、4年ほどで3倍近く増加しているが、それ以後1970年までの3年間で50店も増加していないことになる。1967年の制度廃止論をめぐるやり取りの中でAサイン店数の削減が議論されていたが²³、1960年代終盤の施設増加は確かに抑制されていたと言える。

しかし、地区別にみればAサイン店の消長は一様ではなかったと考えられる。各地区のAサイン番号別の店数をみれば、新制度施行時から営業の継続している施設の多い「金武村」(特に辺野古、金武)、新制度施行時の施設は相対的に少ないがその後にAサインを取得した店が多いと思われる「オールドコザ」、「普天間」、「平良川」、そして1970年に比較的近い時点でAサインを取得した店が多いと思われる「コザ地区」、「嘉手納ロータリー」、「波之上」(このほか「普天間」の諸見)といったグループが確認できる。つまり、北部を除いて中部の嘉手納基地周辺や那覇では60年代中盤から終盤にかけてAサインの取得が進んでいたと考えられる。言い換えると、新制度の施行は、施行前の米軍向け施設を大幅に減少させることに成功しても²⁴、施行後のAサイン店数の抑制にはあまり効果がなかったのである。1967年のAサイン制度廃止論の中で問題になったように、このように増加していくAサイン店すべてに対して、新制度による厳格な衛生検査を実施していくことは容易なことではなかったであろう。

さて、表1において、Aサイン店の一覧表が風紀取締委員会に提示された1970年9月を基準として、性病統計に用いられた7地区での施設の分布を、淋病(およびごく少数の軟性下疳)感染報告数724件の分布と対比してみると、後者の地域的偏りが一層はっきりとする。つまり、米軍要員が利用できる施設の多い歓楽街はそれだけ買春による性病感染が発生しやすいと考えられるが、「オールドコザ」、「コザ地区」、および「波之上」ではそれ以上に淋病感染が集中していることがわかる。特に「オールドコザ」(照屋と美里)ではAサイン店の分布率(7.6%)の2倍を越える淋病感染(17.3%)が確認されている。

Aサイン制度は、Aサイン店以外の飲食・風俗店は全てオフ・リミッツであると規定しており、米軍要員によるこれら未許可施設での飲食や買春は、風紀取締委員会による処罰の対象となった²⁵。またAサイン店での売春行為もAサイン停止の条件となっており²⁶、風俗営業を主とするAサイン店がすべて売春の場となっていたわけではない。こうした点から判断すると、上述の3地区では、Aサイン店での「違法」売春か、Aサイン店以外の施設での売春による淋病の感染がより顕著であったと考えられる。当時「オールドコザ」は黒人中心の歓楽街となっており²⁷、こうした人種的セグレーションもこの地区における感染数の相対的多さと無関係ではなかったと考えられる。

次に、1970年9月の性病感染報告の中で、接触(保菌)者 contacts を特定できた割合を見てみたい。

²¹ 「Aサイン新基準いよいよあすから実施」(『琉球新報』1963年7月31日夕刊)

²² 前掲注9

²³ 前掲注2

²⁴ 前掲注21

²⁵ 前掲注4

²⁶ Author unknown, 'Acknowledgement' (undated, Public Safety Department, Box 29, Folder 11, RG260).

²⁷ 廣山洋一「コザ十字路一帯における黒の街と白の街」(沖縄市総務部総務課『KOZA BUNKA BOX』第3号、2007年)

この月全体の特定率は69.9%であるが、「コザ地区」、「嘉手納ロータリー」、および「普天間」の特定率はそれを下回る。感染数の少ない後二者と異なり、Aサイン店が集中する「コザ地区」は、感染数が多く、接触者特定率が低いことを示している。この事実は売春・性病規制の観点からは問題となる。Aサイン店が増えても売春・性病規制にはつながらないことを物語っているからである。

これを更に詳細に検討するために、施設（性交渉が行われた場所）別に感染数を分析する必要がある。1970年9月の感染報告総数724件に対してAサイン店での感染は10.5%にとどまり、60%近くがホテル、24%が民家であった²⁸。つまり、米軍要員の淋病感染は、この時点ではAサイン店でもAサインを持たない飲食・風俗店でもなく、ほとんどホテルや民家で発生していたのである。

そこで、地区ごとに感染施設別の接触者特定率を見てみると、「オールドコザ」と「コザ地区」のAサイン店の特定率が低く、特に感染が集中した「コザ地区」では民家（感染数111件）や街娼（22件）の特定率も低い。こうしたことが地区全体としての特定率を引き下げたと考えられる。「波之上」もAサイン店、非Aサイン店、ホテルの特定率が低い。このようにコザや那覇といった島内中心都市の歓楽街では、特定されない保菌者が民家やホテルのみならず、安全とされるAサイン店でも売春を行う状況が続いていた。対して「金武村」ではAサイン店が集中しているにもかかわらず、感染数も比較的少なく、接触者特定率も高い上、Aサイン店以外の施設での感染そのものが抑制されていたことがわかる²⁹。

最後に、1970年9月に感染数が多い「オールドコザ」、「コザ地区」、「金武村」、および「波之上」について、淋病感染の施設別割合を時系列的に検討してみたい。図2の各グラフは、4地区に共通した特徴として、1968年から1971年の3年間で性病感染が卓越する施設、つまり売買春の場所がAサイン店外へと明らかに「転移」³⁰していたことを示している。拙稿³¹でも論じたように、1963年に施行された新Aサイン制度は厳格な建築基準を設けることで、Aサイン店内から売春行為を排除しようとしたと思われる。米軍が米軍向けに営業許可した施設の中で売春が行われることは、米軍に対する売春を禁じた民政官布令144号に反することであり、建築基準とともに許可後の検査を通して店内での売春行為を排除しようとしたのである。その結果、1968年1月には全体の25%ほどであったAサイン店における性病発生比率は1971年7月には10%程度に抑制され、月例衛生検査の合格率も同じ時期で100%近い水準で維持されていた。つまり、Aサイン店に対する売春・性病規制や衛生管理は全体としては一定の成果を挙げていたと考えられる。

しかしながら、既に検討したように、1968年から71年にかけて在琉米軍の性病（淋病）感染数と感染率はともに低下していたわけではない。よって、Aサイン制度は、感染自体を抑制することよりも、売買春行為をAサイン店外へと排除することに貢献したと評価することが妥当なのである。図2のグラフからは、Aサイン店から排除された売買春行為が、非Aサイン店や街娼よりも、ホテルや民家に移っていったことがわかる。ただし、「オールドコザ」と「コザ地区」での民家の割合の高さは分類上の傾向と考えられるので、最終的にはホテルでの感染が大部分を占めていたと良い³²。

²⁸ 後出する図2で1970年9月とその次の11月の性病統計を比較すると、一部の地区（コザ一帯）で「民家」の割合が大幅に減り、「ホテル」の割合が急増している。これは「民家」に分類されていた多くの施設（売春宿か）が「ホテル」に分類し直されたためと考えられる。

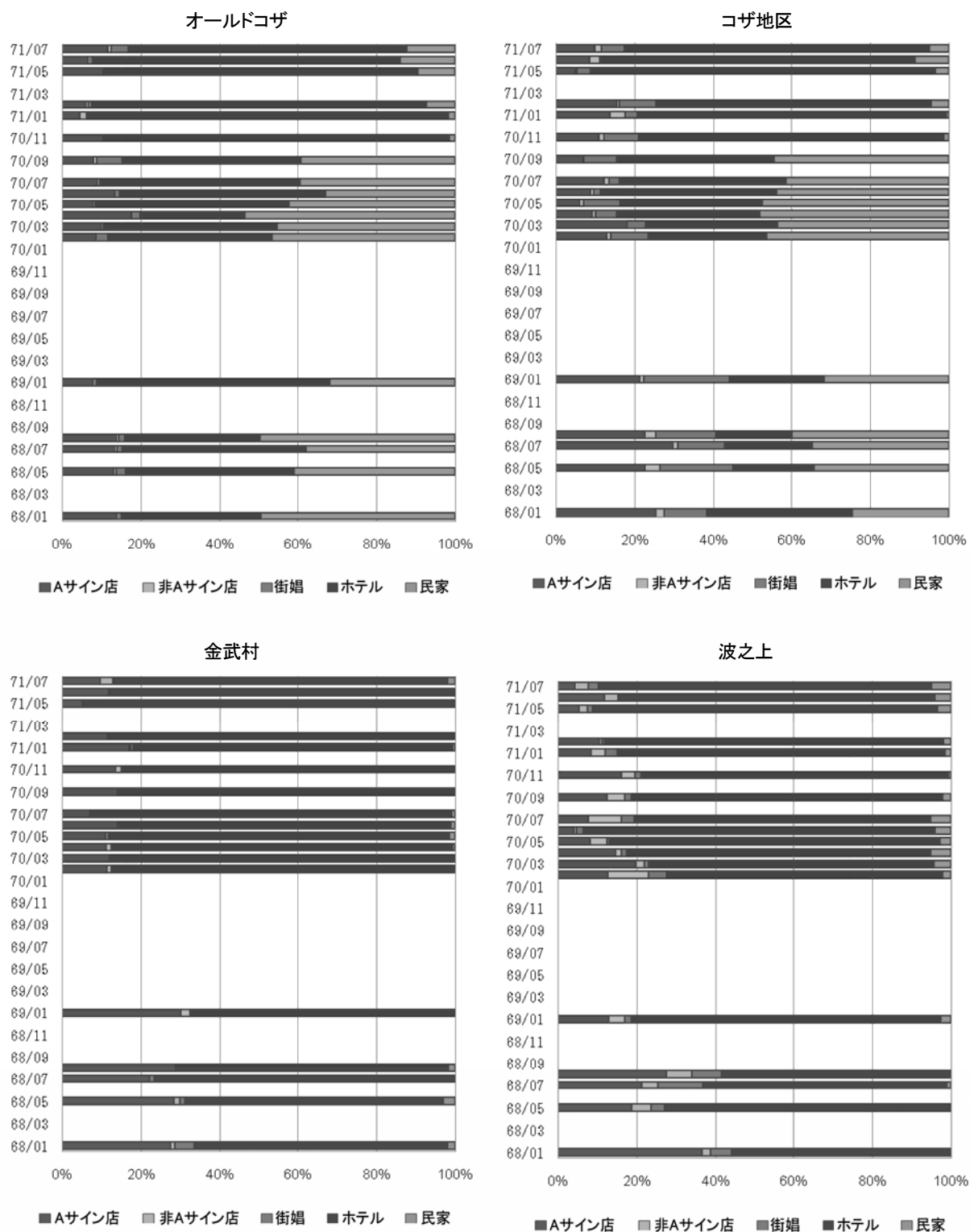
²⁹ ただし、この月以外のデータをみれば「金武村」が常にそうした状態にあったわけではないことがわかる。

³⁰ 環境犯罪学における防犯対策としての「防犯環境設計」の考え方は、街区などの物的な環境を改変することで犯罪の発生を防ごうとする。ただし、こうした対策は犯罪（者）の防犯地区外への「転移」を生み出し、犯罪の根本的解決には必ずしもならない。Aサイン制度による売買春対策とその転移はこれと似ている。谷岡一郎『こうすれば犯罪は防げる—環境犯罪学入門』（新潮選書、2004年）参照。

³¹ 前掲注2

³² 前掲注28。ただし、この傾向には歓楽街におけるホテルの増築という条件も関係していたと推察される。

図2 地区別にみた淋病感染施設の推移



もともと、この傾向に対して風紀取締委員会は何の対策も講じなかったのではない。Aサイン制度は、制度に違反した飲食店・風俗店に対してAサインを取り上げる措置を設けることで、売春・性病規制への協力を強制できたが、ホテルはAサイン制度の適用外であった。しかし、委員会は米軍要員への性病感染が月間3件以上報告されたホテルに対しては警告を發し、オフ・リミッツを行使するこ

ともできた。このオフ・リミッツは、Aサイン制度のような沖縄側業者の申請による許可制度と異なり、米軍による一方的な制裁措置であったが、後述するようにホテル業者から売春・性病規制への協力を引き出す手段であった。表1からわかるように、ホテルにおける接触者特定率はAサイン店におけるそれとほぼ同率であり、地区によっては上回っている。このことはたとえAサイン制度外のホテルであっても、そこで売春を行う女性の特定が可能であったことを示唆しており、ホテルにおける米軍相手の売春の斡旋ないし管理のシステムがある程度存在していたことを推察させる³³。

次章では、以上のようなAサイン制度の運用について、風紀取締委員の審議内容から具体的に確認してみたい。

3 米軍風紀取締委員会の審議内容

では、風紀取締委員会ではどのようなことが審議されていたのであろうか。第108回会議（1968年2月開催）議事録³⁴を例にとると、会議は前回議事録の承認、前回会議での承認によって実施された措置、未審議・継続審議事項、新議案、幹部委員会議などから構成されており、審議内容をまとめた議事録には次回会議の議案書と各種会議資料が添付されていた。第108回会議議事録に添付された資料は、1967年12月と68年1月に発生した交通事故と喧嘩による死亡・傷害数および入院日数、1968年1月に米軍要員に対して3件以上の性病感染が確認された飲食・風俗店とホテル一覧³⁵、そしてこれまで検討した3種類の性病統計表であった。これらのほか、議事録によっては各月の米軍要員による交通事故、犯罪、オフ・リミッツ地区立入違反の統計、あるいは麻薬使用の四軍別摘発統計などの資料も確認される。これら標準的な統計に加え、特定の議案に関係する資料が添付されている場合もある。

こうした添付資料から分かるように、風紀取締委員会会議では多様な案件が審議されていたが、ここでは売春・性病規制に関わる審議事例を中心に検討してみたい。1968年以降の会議で売春・性病規制が中心的議案として議論されたのは1970年2月に開催された特別会議である³⁶。この会議では陸軍医の委員から短い報告書 Fact Sheet Venereal Disease in the Ryukyus³⁷が提出されている。

この報告書は性病統計の検討をもとに執筆されたと考えられ、沖縄における性病の実態に関する分析と評価を行っている。この報告書からは、これまでの性病統計の分析では十分に明らかではなかったいくつかの事実を確認できる。まず、四軍間での淋病感染率の違い、つまり海兵隊において感染率が高い理由を、一時滞在者の感染が多く、その数が兵員数に計上されていないからであるとし、在琉米軍全体の感染率が米本国の水準よりはるかに高い理由を、軍内での感染報告システムが集権化されており、効率的に行われているからと指摘している。次に報告書は、沖縄の接触保菌者のうち、10～20%はAサイン店と関わって売春を行っているので追跡も管理も容易であるが、50～60%はホテルと関わっており、管理の強制はできないが女性を特定することは可能と評価している。対して、不定期売春従事者 occasional workers、街娼、そして民家に関わる売春について、これらのケースでの女性の特定と管理は困難であり、重要な問題であると認識している。ただし、報告書は、性病（淋病）感染

³³ 小野沢あかね「米軍統治下Aサインバーの変遷に関する一考察—女性従業員の待遇を中心として」（琉球大学法文学部『琉球大学法文学部日本東洋文化論集』第11号、2005年）25頁にそうした実例が記されている。

³⁴ President of the Ryukyu Islands Armed Forces Disciplinary Control Board, 'Minutes, Meeting of the Disciplinary Control Board' (February 6, 1968, Public Safety Department, Box 11, Folder 8, RG260).

³⁵ 月間3件以上の性病感染発生はこれら施設に対する営業改善警告の発令基準であった。

³⁶ President of the Ryukyu Islands Armed Forces Disciplinary Control Board, 'Minutes, Meeting of the Disciplinary Control Board' (February 11, 1970, Public Safety Department, Box21, Folder 4, RG260)

³⁷ 前掲注15

を重要な問題とみなしてはいるものの、米軍の感染処置体制では深刻な健康上の危機に至らず、治療手段も充実しているため性病感染による勤務損失時間がほとんどないと評価している。事実、ほとんどの会議で性病感染による勤務損失時間がないことが報告されており、軍務に支障のない淋病の感染は一応管理下に置かれていたと考えられる。むしろこの特別会議では、琉球政府による性病感染者の治療体制や規制体制の予算・人力的不備が各軍医から指摘されており³⁸、軍民共同の対策プログラムの見直しも検討されていたようである。

風紀取締委員会の最も一般的な審議項目は、Aサイン申請業者の審査とAサイン店に対する月例検査結果の検討であった。先に述べたように1960年代の終盤から復帰にかけて、Aサイン申請はほとんど100%合格している。ただし、申請が拒否された例として第138回会議（1970年7月開催）の審議³⁹を見てみよう。この会議には6件（波之上3、諸見2、那覇1）のAサイン申請が出された。このうち、未成年の利用や麻薬使用の疑いがある諸見の1店について、委員会は出席していた沖縄Aサイン連合会長の助言も得て、申請を却下した。残る5件については琉球政府食品衛生法による1級認定証の取得と委員会の検査結果からAサインの交付を決定している。しかし、この決定後の継続調査で、新規申請を行った波之上の1店の「施設内で within the facility」未成年女性が雇用され、売春が斡旋されていることがわかり、「経営者が店に隣接する部屋で売春を行わせていた the management controls nearby rooms where acts of prostitution take place」という理由で、1970年8月に全会一致で交付を取り消している。この決定から分かるように、委員会は売春がAサイン店内で行われることを認めなかったためであり、そうした措置が売買春行為のホテルへの転移につながったと思われる。

ホテルでの性病感染は1970年ごろからしばしば委員会の審議対象となっていたようである。第142回会議（1970年11月開催）⁴⁰では、ホテルでの感染割合がこれまで50～55%で推移してきたが、1970年10月に80.9%と急上昇したことが指摘されている。第145回会議（1971年2月開催）⁴¹でもホテルでの感染数の上昇が確認され、陸軍の施設管理委員会 the Establishment Control Board がホテルの経営者に接触し、問題を説明、売春婦の治療への協力を求めていくことが報告されている。また、議事録にはホテルが高い感染割合を示し続ける場合、米軍要員の健康と福祉を守るためにオフ・リミットの適用が考慮されると記されている。続く第146回会議（1971年3月開催）⁴²では、委員会の要請を受けたホテルの経営者が売春婦の治療に協力的であったが、感染数の減少が確認されないと報告されている。すなわち、ここで示唆されるのは、ホテルの経営者とそこで売春する女性との間に一定の関係が存在していることである。

前章までの検討で明らかになったように、遅くとも1960年代終盤から性病感染がホテルに集中するのは、売買春がホテルへと転移した結果であると考えられるが、ホテルはAサイン制度の適用外であったために、Aサイン制度ほど有効な売春・性病規制対策はとれなかった。よって、これら会議で審議されているように、ホテル経営者に対して治療協力を要請しつつ、非協力的な場合はオフ・リミ

³⁸ Author unknown, 'Ryukyuan Venereal Disease Program' (February 11, 1970, Public Safety Department, Box 21, Folder 4, RG260). こうした認識は1950年代からUSCAR側に存在した(前掲注2)。

³⁹ President of the Ryukyu Islands Armed Forces Disciplinary Control Board, 'Minutes, Meeting of the Disciplinary Control Board' (July 30, 1970, Public Safety Department, Box 21, Folder 4, RG260).

⁴⁰ President of the Ryukyu Islands Armed Forces Disciplinary Control Board, 'Minutes, Meeting of the Disciplinary Control Board' (November 25, 1970, Public Safety Department, Box 21, Folder 4, RG260).

⁴¹ President of the Ryukyu Islands Armed Forces Disciplinary Control Board, 'Minutes, Meeting of the Disciplinary Control Board' (February 25, 1971, Public Safety Department, Box 29, Folder 11, RG260).

⁴² President of the Ryukyu Islands Armed Forces Disciplinary Control Board, 'Minutes of the Meeting of the Disciplinary Control Board' (March 25, 1971, Public Safety Department, Box 29, Folder 11, RG260).

ツの実施を示唆することによって、規制効果を高めようとしていたと考えられる。

このほか、風紀取締委員会は、Aサイン店に関しては売春・性病感染以外に酒類の偽装販売など非倫理的営業、琉球政府の風俗営業法で規定された閉店時間違反などの問題を審議し、業者に対して警告や営業改善勧告を与えていた。Aサインの停止（オフ・リミッツ）に関しても、いきなりの停止よりも再取得のための猶予期間のある一時停止措置が多い。Aサインの停止が決定される前には、対象となる経営者が委員会に召喚され事情の説明や釈明、措置に対する請願ができた。加えて、上述したように、全琉（時に各地区）のAサイン業者代表が会議に出席し、委員会の審議に協力していた。また、琉球政府食品衛生法による1級認定証の喪失がAサイン停止に結びつくケースも少なくなく、Aサイン制度が米軍による一方的な運用のもとにあったというよりも、沖縄側との連携のもとに維持されていたことがわかる。

本稿では子細に検討できないが、風紀取締委員会はAサイン店をはじめとする飲食・風俗店やホテル以外に、ビリヤード場、旅行代理店、自動車修理店、質屋などにおける軍民双方の違法行為に対してもオフ・リミッツの実施を審議・決定していた。とりわけ復帰にかけて主要な案件となっていたのはホテルにおける米軍要員に対する人種（黒人）差別である。委員会は米軍内から差別的対応の苦情が届けられると、ホテルを調査・尋問し、差別の事実が確認されればオフ・リミッツを行使していた。これら多様な案件についての検討は他日に期したい。

おわりに

本稿では、USCAR(公安局)文書に残存する米軍風紀取締委員会議事録をもとに、1968年から71年に至るAサイン制度による売春・性病規制の実態を実証的に明らかにしようとした。まず風紀取締委員会の各会議議事録に添付された性病統計を分析することで、在琉四軍の性病感染が淋病で代表されることが確認され、その感染数・感染率ならびに施設・地区別の感染数・接触者特定率の時空間的な傾向を把握することができた。その特徴として、時間的には四軍全体の感染率が大きな変化を示していないのに対して、空間的には、コザや那覇の歓楽街における感染数の多さや接触者特定率の低さが確認された。こうした空間的な傾向をさらに分析してみると、Aサイン店での性病感染がAサイン制度の目的通り抑制されているのに対して、制度の適用外である施設、とりわけホテルに売買春行為が転移していたことが明らかになった。この傾向は島内の歓楽街に広く認められる。

拙稿⁴³によるAサイン制度の規定内容の検討と、本稿での風紀取締委員会議事録の検討を総合すると、こうした転移は、Aサイン制度が基準を厳格化し、オフ・リミッツを掲げることによって促進されたと考えられる。風紀取締委員会は、こうした売買春行為の転移に対して、ホテルにも性病規制（売春婦への治療）を要請し、オフ・リミッツの適用を示唆することで、売春と性病を管理下に置こうとしていたのである。

しかしながら、風紀取締委員会議事録が明らかにしているように、委員会は売春や性病そのものを直接規制していたわけではなく、あくまで間接的にAサイン店やホテルの業者の対応を誘導していたにすぎない。結果、性病統計を見ても、売春や性病感染が実質的に減少したとはおよそ言えないのである。よって、米軍によるAサイン制度を通じた売春・性病規制とは、米軍が監督するAサイン店を「浄化」することに一定の効果を持っていても、規制としてははなはだ名目的なものであったといえる。USCAR公安局は、復帰前にAサイン制度を総括評価するに際して、制度がホテルに適用されな

⁴³ 前掲注2

かったことを暗に問題視したが⁴⁴、これまでの検討を敷衍すると、それで果たして売春や性病が有効に規制されたかは疑わしい。民家など別の施設へのさらなる転移が進んだであろうことは容易に想像できる。そういう点で、むしろホテルに対して規制の網がかからなかったことは、米軍が売買春を必要悪として半ば黙認していたこと意味しているように思える。また、この黙認は当時の沖縄社会にとっても必要であったろう。つまるところ、Aサイン制度とは新基準に象徴される厳格さとは裏腹に、売春や性病を決して封じ込めることのない制度だったのである。

⁴⁴ USCAR 公安局長は、普天間のホテルにいた男性米兵と沖縄女性が火災で焼死した事件について、Aサイン制度なみの基準が適用されなかったためと示唆した。USCAR Public Safety Department, “A” Sign Program on Okinawa’ (December 21, 1971, Public Safety Department, Box 29, Folder 11, RG260).